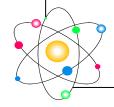
住信 年金情報





PENSION NEWS

(平成22年9月14日)

年金信託部

【確定給付企業年金】 <u>簡易基準に関する省令改正</u>

本日(平成22年9月14日)、簡易基準に関する確定給付企業年金法施行規則の一部が改正されました。

• 厚生労働省令第 104 号

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/100914syourei.pdf

なお、5月21日のPENSION NEWSにてご連絡の通り、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。当時の内容と比較して、主な改正内容に変更はありません。

1. 主な改正内容

(1) 簡易基準の適用範囲の拡大

簡易基準が認められる範囲を拡大。

(変更前)加入者数300人未満の制度

(変更後)加入者数500人未満の制度

(2) 年金数理人による数理関係書類の確認に関する省略期間の変更

簡易基準を採用した場合に年金数理人による数理関係書類の確認を省略することができる 期間を変更。

(変更前) 平成24年3月末までの間

(変更後)当分の間

3. 施行期日

平成22年9月14日

以上

